

研究の動向

遺族年金にみるジェンダー平等の現在 —判例を素材にして—

西南学院大学 河谷 はるみ

1. はじめに

最近、遺族年金をめぐる注目すべき判例が現れている。そのなかには、婚姻障害（近親婚的内縁関係、重婚的内縁関係）だけではなく、DV（生計同一要件）や子ども（養親子間の内縁関係、非嫡出子（胎児）の死後認知）をめぐる事例もある^{*1}。これらは、従来の遺族年金制度が想定していなかった裁判事例であり、制度自体の問題も提起している。一般論としては、合理的で常識的とみられる年金法の規定も、現実の複雑多様な社会生活に適用する局面になると、かなり問題を含んでいることを否定できないのである¹⁾。

ILO（International Labour Organization、国際労働機関）の「社会保障の最低基準に関する条約第102号（1952年第35回ILO総会で採択）」60条1の規定によれば、遺族給付が取り上げる事故は、扶養主（breadwinner）の死亡によって起こる「扶養の喪失（loss of support）」とされている²⁾。日本の遺族年金は、被保険者又は被保険者であった者が死亡したときに、その者によって生計を維持されていた所定の遺族に給付される（国年37条、厚年58条）。

遺族年金の受給状況に関する分析（厚生労働省年金局数理課、令和2年度末時点）によると、遺族年金受給者の続柄は夫1.9%、妻96.7%、子0.5%、その他0.9%であり、遺族年金受給者数全体533.4万人のうち、妻が515.8万人となっている。また「遺族厚生年金のみ」の受給者の続柄は、夫・妻ともに65歳以上の者が全体の約9割を占めている³⁾。

本稿では、遺族補償年金の支給要件に、配偶者のうち

「夫」にのみ、60歳以上（当分の間、55歳以上）の年齢要件があること、つまり男女の間で差があることが、憲法14条1項の「法の下での平等」に違反するかが問題となった判例を取り上げる。この裁判は、原告が「夫」であったため、当時多くの国民の関心を集めた。2017年3月、最高裁判所は「合憲」と判示したことで、裁判実務としては一応決着しているが、遺族年金制度のあり方をめぐり問題としては残っている。そのため立法府と政府は、遺族年金の趣旨や目的を含めて、立法論として検討する余地がある⁴⁾。本件裁判で、原審は違憲と判断し、控訴審は合憲と判断しているが、同じ事実関係のもとで、どうして結論がわかれたのかについて検討し、遺族年金にみる日本のジェンダー平等の現在を考えたい。

2. 遺族年金における遺族の範囲

(1) 遺族基礎年金

遺族基礎年金の支給対象者は、死亡した者に生計を維持されていた、①子のある配偶者、②子（生計を同じくする父母がある間は支給停止）である。この場合の子とは、18歳到達年度の末日までにある子、または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子である（国年37条の2第1項）。遺族基礎年金は、支給対象者を「子のある配偶者」としていることから、「子」を重視した年金といえる。遺族基礎年金は、父子家庭の「父」には支給されてこなかったが、2014年4月1日以後、父も支給対象者になった（図1、図2参照）。

「生計を維持されていた遺族」の認定については、政令で定められており（国年37条の2第3項）、①死亡した被保険者と生計を同じくし、②恒常的な収入が将来にわたって年収850万以上にならないと認められること、という要件を満たす遺族をいう（生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて〔国民年金法〕日本年金機構理事長あて厚生労働省年金局通知：平成23年3月23日年発0323第1号（最終改正：令和元年6月11日年発0611第2号））。

Harumi KAWATANI

西南学院大学人間科学部社会福祉学科／大学院人間科学研究科 教授
〔著者紹介〕（略歴）熊本県立大学（1994年4月熊本女子大学から校名変更）生活科学部生活経営学科卒業、熊本県立大学大学院アドミニストレーション研究科博士後期課程修了（博士（アドミニストレーション））、九州看護福祉大学を経て、2018年西南学院大学人間科学部准教授、2022年より現職。
〔専門分野〕社会保障論

- 遺族年金は、世帯の生計の担い手が死亡した場合に、その者によって生計を維持されていた遺族の生活が困難にならないよう、所得保障をする仕組み。
- 遺族基礎年金の支給対象者は、子のある配偶者又は子となっている（子に対する遺族基礎年金は生計を同じくする父母が存在する間は支給停止となる。）。
- 遺族厚生年金の支給対象者は、妻（子の有無を問わないが30歳未満の場合は有期）又は子（配偶者が遺族年金の受給権を有する間は支給停止）、55歳以上の夫・父母・祖父母及び孫となっている。

○現行制度の遺族年金支給対象者

年齢	子のない妻		子のある配偶者		子		夫・父母・祖父母		孫	
	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金
55歳以上		○		○				○ (※2)		
30歳以上 55歳未満	×		○ (子の18歳年度末まで※1)	○ (妻のみ)	×	×	×		×	×
30歳未満		○ (有期5年間)			○ (18歳年度末まで※1※3※4)	○ (18歳年度末まで※1※4)				○ (18歳年度末まで※1)

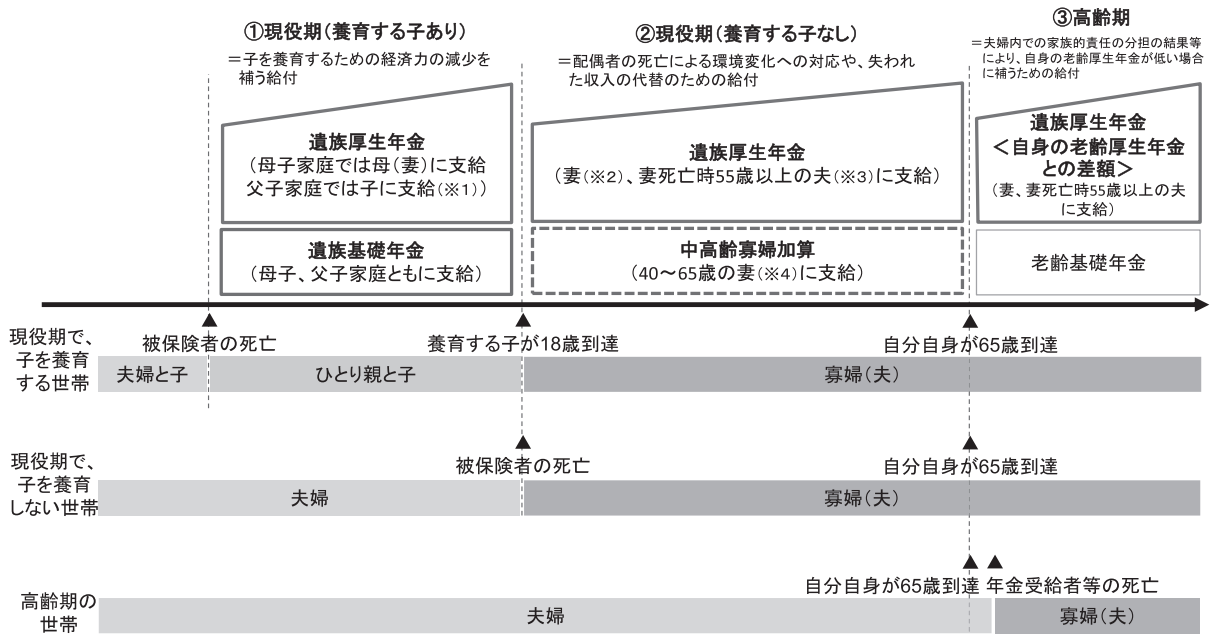
- ※1 障害のある者については20歳到達日まで
 ※2 55歳から60歳までは支給停止。ただし、夫が遺族基礎年金の受給権を有する場合は、支給停止は行わない。
 ※3 生計を同じくする父母がある間は支給停止 ※4 配偶者が遺族年金の受給権を有する間は支給停止

6

図1 現行制度の遺族年金支給対象者

(出典) 厚生労働省年金局「遺族年金制度について—諸外国の遺族年金制度とその改革動向—」(第8回社会保障審議会年金部会 [資料4], 2019年3月13日) 6頁

- 遺族年金は、現役期の遺族に対しては残された者への所得保障(遺族基礎年金・遺族厚生年金)、高齢期の遺族に対しては自身の老齢年金への上乗せ給付(遺族厚生年金)となっている。



- (※1)妻死亡時、夫が55歳未満の場合、夫が55歳以上の場合は、夫に支給され、子は支給停止となる。
 (※2)夫死亡時30歳未満の寡婦は5年の有期給付。
 (※3)60歳まで支給停止。
 (※4)夫死亡時又は養育する子が18歳に到達した際に、40~65歳の妻が対象。

7

図2 遺族年金の保障の対象

(出典) 厚生労働省年金局「遺族年金制度について—諸外国の遺族年金制度とその改革動向—」(第8回社会保障審議会年金部会 [資料4], 2019年3月13日) 7頁

(2) 遺族厚生年金

遺族厚生年金の支給対象者は、死亡した者に生計を維持されていた、①子のある妻、または子（遺族基礎年金を受給できる遺族）、②子のない妻（夫の死亡時に30歳未満で子のない妻は5年間の有期給付）、③孫、④死亡当時55歳以上の夫、父母、祖父母（支給開始は60歳から）で、配偶者については夫のみ、年齢要件が規定されている。そして、遺族基礎年金より遺族の範囲が広い（図2 参照）。なぜならば死亡した労働者は、生前厚生年金保険に加入しており（保険料を納付）、その目的は、この者によって生計を維持されていた遺族全体の生活を保障することだからである⁵⁾。

遺族厚生年金における子の範囲は、遺族基礎年金と同じである（厚年59条1項各号）。「生計を維持されていた遺族」の認定は、政令で定められている（厚年59条第4項）。生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いに関する通知は、遺族基礎年金と同じである。

(3) 遺族（補償）年金

労働者災害補償保険法（以下、「労災保険法」とする。）における遺族（補償）年金の受給資格者は、被災労働者の死亡当時、その収入によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であり、遺族厚生年金よりも遺族の範囲がさらに広い（労災16条の2第1項各号）。「被災労働者の死亡当時、その収入によって生計を維持していた」には、主として被災労働者の収入によって生計を維持していた場合だけでなく、被災労働者の収入によって、生計の一部を維持していた、いわゆる「共稼ぎ」の場合も含まれる（「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第3条の規定の施行について」昭和41年1月31日基発第73号都道府県労働基準局長あて労働省労働基準局長通達）。遺族（補償）年金には、具体的な年収額の基準はない。

3. 遺族補償年金の支給要件における男女差と憲法14条

社会保障関連立法における「性」の取り扱い、国民年金法や児童扶養手当法の改正により、「夫」や「父」にも受給資格が付与されている。また、男女で差が付けられていた外貌の醜状障害についても、労災保険法施行規則別表第1に定められた障害等級表の見直しと改正により、「著しい外貌醜状」は、男女いずれも7級の障害等級になっている（2011年2月1日）。

しかし遺族厚生年金については、前述のとおり、配偶者のうち「夫」にのみ、年齢要件が規定されている（厚年59条1項ただし書1号）。そこで同様の規定がある、地方公務員災害補償法の判例（遺族補償年金等不支給決定処分取消請求事件）を取り上げ、認定事実と評価を整理

し、若干の考察を行いたい。

〔事実の概要〕

本件は、原告の妻（地方公務員）が、公務に因り精神障害を発症し、自殺したため、原告（夫）は地方公務員災害補償基金大阪府支部長（以下、「処分行政庁」という）に、地方公務員災害補償法（以下、「地公災法」という）に基づき、遺族補償年金等の支給請求をした。しかし、原告は、同法32条1項ただし書1号及び同法附則7条の2第2項の定める年金の受給要件（配偶者のうち夫についてのみ、60歳以上（当分の間、「55歳以上」）であることを充たさないなどとして、いずれも不支給とする処分を受けた。そのため、原告は配偶者のうち「夫」についてのみ、年齢要件を定めた地公災法等の規定は、憲法14条1項「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」、いわゆる「法の下での平等」に違反するとして、被告（地方公務員災害補償基金）に対し、不支給処分の取り消しを求めたのである。

(1) 大阪地方裁判所（平成23年（行ウ）第178号）平成25年11月25日判決 判時2216号122頁

裁判の争点は、「地公災法32条1項ただし書1号が、遺族補償年金の受給要件として、配偶者のうち夫についてのみ「60歳以上」（同法附則7条の2第2項により、当分の間「55歳以上」）との要件（本件年齢要件）を付加していること（以下、「本件区別」という）は、憲法14条1項に違反するか。」である。

①原告の主張

原告は、「仮に地公災法の立法目的が社会保障的側面を有するとしても、遺族補償年金の受給資格についての性別による差別的取扱いは、立法目的に照らし、合理的関連性を有しない。（中略）遺族補償年金を誰に受給させるかという受給資格要件について区別を定める場合には、別途憲法14条の観点からの違憲性審査をクリアしなければならず、立法裁量の範囲は相当に限定される。とりわけ本件のように、憲法14条後段に列挙されている性別に基づく差別的取扱いを定める場合には、その憲法適合性の判断に当たって厳格な合理性の基準を適用し、合憲である理由を被告らの側において立証しなければならない。」と主張した。

②被告らの主張

これに対して被告らは、「夫と妻とについて言えば、60

歳未満の夫については独力で生計を維持することができ、他方、妻については一般的に就労が困難であり夫に扶養されていることが多いという社会的実態を踏まえ、上記受給資格者に喪失した被扶養利益を補填することとしたものである。(中略)ここで注意すべきなのは、地公災法32条1項は、受給資格要件につき、父母間、祖父母間、又は兄弟と姉妹の間においては区別を設けておらず、あくまで、妻と夫との間の自活能力の差異という社会的実態に鑑みて定型的差異を設けていることであり、単純に性別によって区別しているものではないということである。(中略)原告の主張は、社会保障に係る立法に関し、給付の対象とされた類型と、その対象とされなかった類型との差異を個別に取り上げ、それだけを比較して、当該立法が憲法14条1項に違反する旨主張するものというべきであるところ、かかる原告の主張は、社会保障立法における立法者の裁量権を極めて狭く解釈するものであり、最高裁昭和57年判決(堀木訴訟)の示した判断基準に反する。」として、立法府に広範な裁量が認められると主張した。

③裁判所の判断

大阪地裁は、「地公災法の立法当時、遺族補償年金の受給権者の範囲を画するに当たって採用された本件区別は、女性が男性と同様に就業することが相当困難であるため、一般的な家庭モデルが専業主婦世帯であった立法当時には、一定の合理性を有していたといえるものの、女性の社会進出が進み、男性と比べれば依然不利な状況にあるとはいうものの、相応の就業の機会を得ることができるようになった結果、専業主婦世帯の数と共働き世帯の数が逆転し、共働き世帯が一般的な家庭モデルとなっている今日においては、配偶者の性別において受給権の有無を分けるような差別的取扱いとはもはや立法目的との間に合理的関連性を有しないというべきであり、原告のその余の主張について判断するまでもなく、遺族補償年金の第一順位の受給権者である配偶者のうち、夫についてのみ60歳以上(当分の間55歳以上)との本件年齢要件を定める地公災法32条1項ただし書及び同法附則7条の2第2項の規定は、憲法14条1項に違反する不合理な差別的取扱いとして違憲・無効であるといわざるを得ない。」とし、原告の請求を認容した(違憲)。そして被告(地方公務員災害補償基金)は、これを不服として控訴した。

④若干の考察

筆者は、「夫についてのみ60歳以上(当分の間55歳以上)」という規定は違憲」とした大阪地裁の結論を妥当と考える。なぜならば、支給要件にみられる男女差は、最高裁昭和57年判決(堀木訴訟)の「広範な立法裁量論」

ではなく、「厳格な基準」に基づいた判断枠組みで論理展開をしなくてはならないと考えるからである。大阪地裁の「本件区別の理由は性別という、憲法の定める個人の尊厳原理と直結する憲法14条1項後段に列挙されている事由によるものであって、憲法が両性の本質的平等を希求していることは明らかであるから、本件区別の合理性については、憲法に照らして不断に検討され、吟味されなければならないというべきである。」としたことは、ジェンダーという視点からの平等に留まらず、個人の尊厳や人権意識まで踏み込んでいるといえよう。この結論は、同種の制度を有する国家公務員災害補償法、労災保険法の遺族補償給付、厚生年金保険にも影響を与えるのではないだろうか。

(2) 大阪高等裁判所(平成25年(行コ)第211号)平成27年6月19日判決 判時2280号21頁

裁判の争点は、「地公災法32条1項は、遺族補償年金の受給要件に関し、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた配偶者について、妻については、受給資格年齢を設けず、年齢を問わず遺族補償年金を受給できるものとして定めているのに対し、夫については、60歳以上(同法附則7条の2第2項により55歳以上)との年齢要件を定めており(以下、「地公災法32条1項等の定める年齢要件」という)、遺族補償年金の受給要件について妻と夫とを区別している(以下、「本件区別」という)。地公災法32条1項等が、遺族補償年金の受給要件につき本件区別を設けていることは、憲法14条1項に違反するか。また、市民的及び政治的権利に関する国際規約26条、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約3条に違反するか。」である。

①被控訴人の主張

被控訴人(原審は、原告(夫))は、「最高裁昭和57年判決(堀木訴訟)は、社会保障制度の具体的な制度設計に関し立法府に広い裁量を認めた判例であるが、その基本的な性格が社会保障制度とは異なる法令について、立法府の広範な裁量を認めたものではない。(中略)確かに、今なお女性の就業割合は男性に比べて低く、女性の雇用者数に占める非正規雇用の割合が高く、男女間の賃金格差もいまだ解消されずに存在している事実が社会的実態として認められる。しかしながら、こうした社会的実態は、夫が働き妻が家事育児を担うという性別役割分業の結果生じたものである。性別役割分業は、性差別的な就労・家庭状況であり、解消されるべき課題である。社会的に存在した性差別的な就労・家庭状況である性別役割分業の結果生じた社会的実態を根拠として、遺族補償年

金の受給要件に係る遺族補償年金の受給要件についての妻と夫の区別（以下、「本件区別」という）の合理性を認めるならば、それは、性別役割分業による就労・家庭状況を是認し固定化することになるから、性別役割分業の結果生じた社会的実態は、これを遺族補償年金の受給要件につき本件区別を設ける根拠とすることはできない。」と主張した。

また被控訴人は、本件区別は、男女共同参画社会の形成の推進（女性の就労状況の改善や男女格差の縮小、男性の子育て参加促進を含むワーク・ライフ・バランスなどの施策）という国家基本政策と整合性を有しない、性別による差別的取扱いを内容とする制度を是正する法改正等がみられるとも主張した。

②控訴人らの主張

これに対して控訴人（原審は、被告（地方公務員災害補償基金））らは、「地公災法32条1項等は、遺族補償年金の受給要件につき、父母間、祖父母間、又は兄弟と姉妹の間においては区別を設けておらず、あくまで、妻と夫との間の自活能力の差異という社会的実態に鑑みて典型的差異を設けているものであり、単純に性別によって区別しているものではないから、そもそも、被控訴人の主張は前提を誤るものである。また、被控訴人の主張は、社会保障立法における立法府の裁量権を極めて狭く解釈するものであり、最高裁昭和57年判決の示した判断基準に反する。」と主張した。

また被控訴人（原審は、原告（夫））の「本件区別は男女共同参画社会の形成の推進という国家基本政策と整合性を有しない。」との主張に対しては、「十分な根拠に基づかないものであり、失当である。」と主張した。「性別による差別的取扱いを内容とする制度を是正する法改正等がみられる。」に対しては、「他の社会保障制度について地公災法の遺族補償年金と同列に論ずることは適当でない上、そもそも社会保障について、誰を受給権者と定めるかは、立法府に広範な裁量が認められる事柄であるから、他の社会保障制度において、受給権者の範囲、支給要件等について法改正したからといって、それは立法裁量の問題であって、改正措置を講じたことが、社会保障制度である遺族補償年金における本件区別の合理性を否定する根拠となるものではない。したがって、被控訴人の上記主張は失当である。」と主張した。

③裁判所の判断

大阪高裁は、はじめに災害補償の目的、労基法、労災保険法及び国公災法の制定経緯、地公災法の制定経緯、労災保険法及び国公災法における遺族補償等の年金化、地公災法の定める遺族補償年金の性格、本件区別を設け

た法令の違憲審査基準に関して述べた。そのうえで、争点のひとつである「地公災法32条1項等が本件区別を設けていることは、憲法14条1項に違反するか。」について、「地公災法の定める遺族補償年金は、職員の死亡により扶養者を失った遺族の被扶養利益の喪失を填補し、遺族の生活を保護することを目的とするものであり、基本的に社会保障制度の性格を有するといふべきである。したがって、地公災法32条1項等が遺族補償年金の受給要件につき本件区別を設けていることは、それが著しく合理性を欠き、何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いである場合に、憲法14条1項に違反することになると解される。（中略）今日における合理性については、男女の労働力率の比較、男女の賃金額の比較、家事のみを行っている妻と家事のみを行っている夫を比較して、「本件区別は、合理性を欠くとはいえず、何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いであるということとはできない。そうすると、地公災法32条1項等が遺族補償年金の受給要件につき本件区別を設けていることは、憲法14条1項に違反しないといふべきである。」と判断した。

そして「地公災法32条1項等が遺族補償年金の受給要件につき、本件区別を設けていることは、憲法14条1項に違反するものではなく、また、自由権規約26条及び社会権規約3条に違反するものでもないといふべきであり、本件各不支給決定のうち、遺族補償年金に係る本件不支給決定が、被控訴人につき地公災法32条1項等の定める年齢要件を充たさないことを理由として上記不支給決定をしたことについて、違法はなく、また、遺族特別支給金等に係る本件不支給決定が、被控訴人につき遺族補償年金の受給権者に該当しないことを理由として上記不支給決定をしたことについても、違法はないといふべきである。そうすると、処分行政庁が被控訴人に対してした本件各不支給決定に違法はないといふべきであり、被控訴人が本件各不支給決定の取消しを求める請求は、いずれも理由がなく棄却すべきところ、これを認容した原判決は失当であり、本件控訴は理由があるから、原判決を取り消した上、被控訴人の請求をいずれも棄却する。」として、原判決を取り消し、被控訴人の請求をいずれも棄却した（合憲）。そして被控訴人（原審は、原告（夫））はこれを不服として、上告した。

(3) 大阪地裁（原審）と大阪高裁（控訴審）における認定事実と評価

大阪地裁は「広範な立法裁量」論ではなく、共働き世帯での男性と女性を比較して「合理性を欠く。」と判断をした。しかし大阪高裁は、今日における合理性を男女間の労働力率、非正規雇用の割合、賃金格差、専業主婦と主夫の世帯数、共働き世帯数まで拡大して「合憲」と

判断している。つまり、大阪地裁は、立法にあたって基礎とされた社会状況の変化に着目して、共働き世帯が一般的な家庭モデルとなった現在の社会情勢の下においてもなお、本件区別の合憲性を維持できるか否かについて検討している。今日では、専業主婦世帯が一般的な家庭モデルであるということではできず、共働き世帯が一般的な家庭モデルになっているとその変化を認定している。事実認定の部分ではあるが、世帯が関係する社会保障制度の再検討が求められる点で意義があるように思われる⁶⁾。

そして、専業主夫の人数は、専業主婦の人数の約0.8%であり、これと専業主婦世帯とを比較して本件年齢要件の合理性の根拠とすることには無理があるとして、核家族化の進行、夫が死亡した場合と妻が死亡した場合とで遺族たる配偶者が担うべき家庭責任の程度に違いはないことから、本件年齢要件の合理性の根拠とはなり得ないとした。つまり、単独で生計を維持できるような職に転職したり、就労形態を変更したりすることの困難さは、一般に女性の就労形態、獲得賃金等について、男性に比して恵まれていないことと同様、程度の差にすぎないというべきであるから、そうした差は、共働き世帯について男女間で受給権の有無を分けるほどの異なる取扱いをすることの合理的根拠とはなり得ないとした⁷⁾のである。

これに対して、大阪高裁は、専業主婦と主夫を比較し、「平成22年度国勢調査における集計値について、20歳から59歳までの年齢階層につき、家事のみしている妻（女性）と家事のみしている夫（男性）の人数をみると、妻は690万4,800人であるのに対し、夫は5万6,200人であり、家事のみしている妻の人数は、家事のみしている夫の人数の約123倍である。（中略）これらに照らせば、夫が死亡した場合、専業主婦世帯において夫が死亡した場合はもちろんのこと、共働き世帯において夫が死亡した場合においても、妻が独力で生計を維持することができなくなる可能性は高いというべきである。これに対し、妻が死亡した場合に、夫が独力で生計を維持することができなくなる可能性は、上記の妻が独力で生計を維持することができなくなる可能性と比較して著しく低いというべきである。これらの事情からすれば、今日の社会情勢の下においても、妻については、年齢を問わずに『一般に独力で生計を維持することが困難である』と認めて、遺族補償年金を受給できるものとするが、夫については、年齢を問わずに『一般に独力で生計を維持することが困難である』とは認められないとして、『一般に独力で生計を維持することが困難である』と認められる一定の年齢に該当する場合に、遺族補償年金を受給できるものとする旨の遺族補償年金の受給要件に係る区別を設けた本件区別は、合理性を欠くということではできない。」と判断した。

(4) 最高裁判所第3小法廷判決（平成27年（行ツ）第375号）平成29年3月21日
集民255号55頁

最高裁は、裁判官全員一致で「地方公務員災害補償法の定める遺族補償年金制度は、憲法25条の趣旨を実現するために設けられた社会保障の性格を有する制度とすべきところ、その受給の要件を定める地方公務員災害補償法32条1項ただし書の規定は、妻以外の遺族について一定の年齢に達していることを受給の要件としているが、男女間における生産年齢人口に占める労働力人口の割合の違い、平均的な賃金額の格差及び一般的な雇用形態の違い等からうかがえる妻の置かれている社会的状況に鑑み、妻について一定の年齢に達していることを受給の要件としないことは、上告人に対する不支給処分が行われた当時においても合理的な理由を欠くものということではできない。したがって、地方公務員災害補償法32条1項ただし書及び附則7条の2第2項のうち、死亡した職員の夫について、当該職員の死亡の当時一定の年齢に達していることを受給の要件としている部分が憲法14条1項に違反するということではできない。」とし、上告を棄却した（合憲）。最高裁で違憲性が端的に否定されたことから、遺族年金における男女差をめぐる争いは、立法の場において、遺族年金の趣旨・目的といった根本にまで立ち返りながら、解決することが強く求められよう⁸⁾。

4. おわりに

最後に現行基礎年金制度の創設の前、1979年4月18日、年金制度基本構想懇談会が厚生大臣（当時）に提出した「わが国の年金制度の改革の方向—長期的な均衡と安定を求めて—」と題する報告を想起したい。この懇談会は1976年5月、厚生大臣（当時）の私的な諮問機関として設置された。懇談会は、日本の年金制度の将来とともに年金の原理、年金の哲学というものについても議論している。その具体的な内容からは、今の年金制度にも問い続けられている根本的な原理を見出すことができる。

特に、「遺族年金は、働き手である夫の死亡という事故により残された妻や子の生活を保障するという機能と同時に、高齢寡婦の老後保障としての機能をも有しているが、将来、被用者の妻の国民年金の強制加入を行い、その被用者の妻への国民年金の老齢年金の給付が本格化した場合には、被用者年金の遺族年金の性格や役割は変化し、高齢寡婦に対する老齢年金としての性格はうすれるであろう。」、「今後、婦人の年金保障の面でも、遺族年金の充実のように当面その必要性の高いものには、その要請に応じていかねばならないが、他方、特段の存在理由のなくなった男女差はその解消を図るべきである⁹⁾。」に着目したい。

憲法24条2項は、「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」と規定している。しかし憲法と法律に、家族の概念に関する共通の定義は存在せず、憲法も家族そのものの範囲は定義していない。それは、同項の趣旨は「個人の尊厳と両性の本質的平等」を家族生活の公序として設定することであり、必ずしも家族それ自体を対象化するものではないからである¹⁰⁾。社会保障法においては、単に共同生活を送っていたという事実だけではなく、「遺族」、「配偶者」といった形で、家族という観点から給付の対象が画されていることをどう考えるか、という問題も考えられよう¹¹⁾。

このことに関連して2021年4月23日、衆議院厚生労働委員会は、全世代型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案に関する質疑を行った。そのなかで、遺族年金制度の男女差（遺族年金は、働いているパートナーが亡くなった場合、現行では妻の場合は年齢に関係なく受け取れるが、夫の場合は妻の死亡時に55歳以上という要件があること）が指摘され、「この問題は、ジェンダー平等の観点から早急に見直すべきではないか。」などと質された¹²⁾。

2017年の遺族年金における支給要件の性別による区別（配偶者のうち「夫」にのみ、年齢要件を規定）の裁判は、最高裁判決から既に6年が経過した。女性の社会進出と共働き世帯の増加はより一層進み、社会情勢も変化している。夫婦関係の多様化だけでなく、家族や遺族そのものの形態が変化し、その意義や性質も問われていくであろう。このように家族のあり方が変容するなか、社会保障が向き合う家族像について、真剣に考える時期ではないだろうか。そして根底には、常に法の下での平等やジェンダー平等などの人権意識を持ち続ける必要がある。次の年金改正に向けて、財源論だけでなく、人権意識のもと、遺族年金における遺族の概念と「遺族年金とは何か。」という原点に立ち戻った本質的議論、および遺族年金制度の構造そのものの妥当性の検討をしなくてはならないと考える。

脚注

*1 DVと生計同一要件をめぐる裁判例に、遺族厚生年金不支給処分取消等請求事件（東京地方裁判所（平成30年（行ウ）第322号）令和元年12月19日判決）がある。この判決の結論は、裁判2ヶ月前の「DV被害者に係る遺族年金等の生計同一認定要件の判断について」とする認定

基準の取扱いに関する通知（事務連絡）が考慮された可能性もある。この結論は、例外条項の適用を認めているが、例外条項はあくまで例外的な救済である。そのため、判例をもとに例外条項の適用について類型化（悪意による遺棄、DVなど）し、この適用には限界もあることを認識する必要がある。また養親子間の内縁関係をめぐる裁判例に、遺族厚生年金不支給処分取消請求事件（大阪地方裁判所（平成30（行ウ）128号）令和2年3月5日判決）がある。この裁判については、河谷はるみ「遺族年金における遺族の範囲－養親子間の内縁関係－」週刊社会保障 Vol. 76, No. 3179（2022年）で判決にやや疑問として、最高裁平成19年判決の枠組みの適用には限界があることをまとめている。そして非嫡出子の死後認知をめぐる裁判例には、遺族年金支給停止処分取消請求事件（札幌地方裁判所（令和元年（行ウ）第22号）令和2年12月9日判決）がある。

文献

- 1) 荒木誠之。社会保障の法的構造（オンデマンド版）。有斐閣，2001，237。
- 2) 高橋武。国際社会保障法の研究。至誠堂，1968，149。
- 3) 厚生労働省年金局数理課。公的年金受給者に関する分析②—遺族年金の受給状況—。週刊年金実務。2022，No. 2504，6-7。
- 4) 河谷はるみ。遺族年金における遺族の範囲をめぐる諸問題近年の判例を素材にして—。企業年金。2021，Vol. 40，No. 4，19。
- 5) 河谷はるみ。遺族年金における子ども—札幌地裁判決（令和2年12月9日）を中心に—。西南学院大学人間科学論集。2023，Vol. 18，No. 2，64-65。
- 6) 川久保寛。社会保障法判例 遺族補償年金の支給と憲法14条1項。季刊・社会保障研究。2014，Vol. 50，No. 3，358。
- 7) 菊池馨実。時事評論 遺族年金の男女格差は解消を。週刊社会保障。2014，Vol. 68，No. 2766，33。
- 8) 笠木映里。嵩さやか，中野妙子，渡邊絹子。社会保障法。有斐閣，2018，141。
- 9) 有澤廣巳監修・厚生省年金局編。年金制度改革の方向。東洋経済新報社，1979，230。
- 10) 本沢巳代子，新田秀樹編。トピック社会保障法。2022第16版。信山社，2022，175。
- 11) 池田悠太。労働判例研究 内縁関係にあった養子が厚生年金保険上の配偶者に当たるとされた例（大阪地裁令和2年3月5日判決）。法学。2021，Vol. 85，No. 3，59。
- 12) 国会審議より 遺族年金制度の男女差で質疑。週刊年金実務。2021，No. 2444，39。